

# 統合報告における情報開示の本質

## － 統合報告書の起源および変遷の比較の視点から －

李会爽\*  
lihuishuang1990@gmail.com

### <目次>

- |                                  |                                 |
|----------------------------------|---------------------------------|
| 1. はじめに                          | 4.2 Stubbs and Higgins(2014)の研究 |
| 2. 情報開示の社会的意義                    | 4.3 Barker and Kasim(2016)の研究   |
| 3. 投資家、利害関係者およびステークホルダーの相違点      | 4.4 3つの研究から残された課題               |
| 3.1 Freeman et al.(2007)を中心とした研究 | 5. 統合報告書の報告対象と作成目的の比較           |
| 3.2 投資家、利害関係者およびステークホルダーの関係      | 6. 統合報告書の起源と変遷                  |
| 4. 企業報告書の比較に関する3つの研究             | 6.1 3つの研究の比較                    |
| 4.1 Fasan(2013)の研究               | 6.2 本研究における統合報告書の起源の位置づけ        |
|                                  | 7. まとめ                          |

主題語: 統合報告(Integrated Reporting)、統合報告書(Integrated Report)、情報開示(Information disclosure)、財務報告書(annual report)、持続可能性報告書(Sustainability report)

## 1. はじめに

従来の企業報告書は、財政状態と経営成績を中心としたアニュアル・レポートである。アニュアル・レポートは、日本語では「年次報告書」とも呼ばれ、株式上場している企業が年度末にディスクロージャー(ステークホルダーへの情報開示)という観点から、世界の株主や投資家、金融機関などの関係先に配布する、主に財務諸表などが記載されている冊子のことである。アニュアル・レポートのステークホルダーへの情報開示は主に財務情報に関する内容である。また、開示対象は主に株主や投資家である。

しかし、財務情報だけでは、投資家が投資を考える際の参考資料としては物足りない時代が到来し、企業に社会や環境等に関する課題を解決するための材料となる非財務情報の開示が求められるようになってきた。2006年の日本経済新聞では、「企業の社会的責任

\* 福岡大学大学院商学研究科 博士後期課程

(CSR)への取り組みが製造業などに比べ遅れていた世界の金融業界が本格的に動き始めた。機関投資家が本業の資産運用で環境・社会意識を強めることにより、企業側はCSRを通じた収益向上を迫られよう(2006年9月18日朝刊)と指摘している。

企業はアニュアル・レポート以外に、環境、社会、ガバナンスなどをステークホルダーへの情報開示という観点から、記載されている報告書-持続可能性報告書が任意に開示されてきた。持続可能性報告書の情報開示は、非財務情報に関する内容である。開示対象は主にステークホルダーである。

しかし、アニュアル・レポートと持続可能性報告は各々の部署に作成され、各々に開示されてきた。特に、持続可能性報告書は企業が任意に開示するものであり、作成部隊はIR(広告宣伝部)ある。そのため、アニュアル・レポートと持続可能性報告書の間には、情報ギャップが生まれる可能性が大きい。これら混乱、散乱、断片化している情報がステークホルダーを惑わせる可能性があるといえよう。

そのため、2013年に国際統合報告評議会(International Integrated Reporting Council : IIRC)の国際統合報告フレームワーク(以下、IIRCフレームワーク)が登場してきた。IIRCフレームワークでは財務情報および非財務情報を一貫して報告する「統合報告」を提案している。IIRCフレームワークによれば、統合報告は、「組織の戦略、ガバナンス、業績、将来見通しが組織の外部環境の下で、いかに短期・中期・長期の価値創造に導くかについての簡潔なコミュニケーションである」(IIRC、2013、p.8)と定義されている。李(2018)によると、統合報告には「ステークホルダーへの情報開示」と「経営者の情報利用」の2つの目的がある。

そこで、本稿では、「ステークホルダーへの情報開示」の本質について議論する<sup>1)</sup>。第2章では、情報開示の社会的意義を明らかにする。第3章では、投資家、利害関係者およびステークホルダーの定義と違いを明らかにする。第4章では、企業報告書の比較を行った Fasan(2013)、Stubbs and Higgins(2014)およびBarker and Kasim(2016)の3つの研究を紹介する。第5章では、第4章で紹介した3つの研究を比較できるように比較項目を統一し、ステークホルダーへの情報開示の本質を明らかにする。第6章では、統合報告書の起源および変遷を明らかにする。最後にまとめる。

---

1) 統合報告のもう1つの目的である「経営者の情報利用」については紙幅の都合上、別稿に委ねたい。

## 2. 情報開示の社会的意義

KPMGジャパン『社会が選ぶ企業』(2018、pp.119 - 121)によると、投資家は「企業が伝えようとしなないことはマテリアルではない(投資意思決定に影響を及ぼすものではない)から、質問しない」と考えている。さらに、「投資家が関心のある情報は、企業価値の判断につながる情報であるから、環境や社会に関する項目について、開示資料のなかで企業価値との関係が説明されていなければ、関心は持たない。」と述べている。つまり、「...開示資料の中で企業価値との関係が説明されていれば、関心は持つ」と言い換えられる。

市村清監修『投資家と企業の対話』(2014、pp.12-13)によると、「経営に大きな影響を与える非財務情報を、企業報告に織り込むことができれば、投資家はより正確な投資判断ができるようになるのである」と述べている。

Leeら(2006)によると、「投資家集団を別にしても、政府や労働組合のような集団の間でも、情報の入手可能性の拡大と情報の質の改善とが必要不可欠であるという考えが高まっている」。つまり、投資家だけではなく、ステークホルダーである政府や労働組合も、情報開示によって情報を入手することを期待している。

さらに、すでに述べたように、「...一般大衆を含むより広い聴衆に報告義務があるということがますます認識されるようになった。」。これらの内容から、情報開示は投資家、利害関係者およびステークホルダーにとって大きな社会的意義があると筆者は考えている。

## 3. 投資家、利害関係者およびステークホルダーの相違点

本章では、投資家、利害関係者およびステークホルダーとの相違点を明らかにする。まず、Freeman et al.(2007)を中心とした研究について説明し、その上で上述の三者の相違点を明らかにする。

### 3.1 Freeman et al.(2007)を中心とした研究

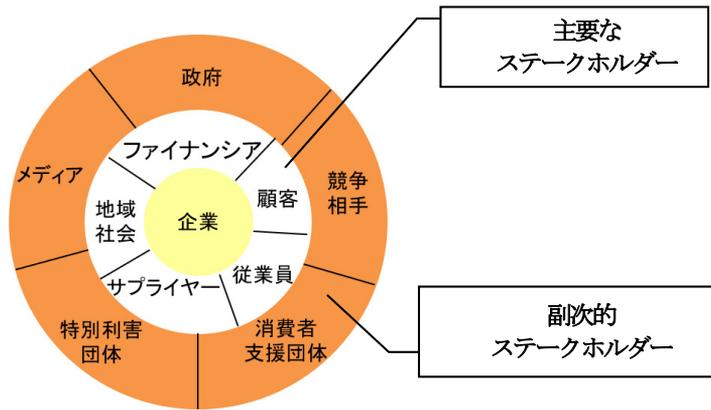
本論文では、Freemanの考え方およびデジタル大辞泉に基づいて投資家、利害関係者およびステークホルダーの違いを述べる。デジタル大辞泉によると、投資家は、事業・不動

産・証券などに投資する人である。個人である個人投資家と、法人である機関投資家とに分けられる。つまり、投資家には株主および債権者が含まれている。Freeman and Reed(1983)およびFreeman(1984)によると、企業が生き残り続けるために依存する特定のグループもしくは個人である。例えば、顧客、従業員、株主、債権者、仕入先、得意先、地域社会、金融機関などが含まれている。ステークホルダーとは、企業目的の達成に影響を及ぼすことができる、あるいは企業目的の達成によって影響を受ける特定のグループもしくは個人である。例えば、政府、競争相手、消費者支援団体、特別利害団体、メディアが含まれている。なぜ、利害関係者とステークホルダーを分けて検討するのか。そこには大きな社会背景が存在している。

Leeら(2006)は、開示対象が拡張している理由について次のように述べている。すなわち、利害関係者とステークホルダーを分けて検討すべきであることを主張している。

「企業による会計責任と情報開示は歴史的には直接的な金融投資に対応して発展した。しかし近年、株主、銀行、金融機関、債権者といった資金提供者だけが企業行動に影響を受けるグループではなく、従業員、労働組合、消費者、政府機関、一般大衆を含むより広い聴衆に報告義務があるということがますます認識されるようになった。企業が資金提供者以外にさまざまなグループに明確に情報開示すべきであると考えている背景には、さまざまな理由がある。最も重要な理由は、先進国における労働組合の発展と影響の増大である。組織が行う意思決定に大きく影響される人々が企業の意思決定に影響する機会を提供しなければならぬ、という見解を表明する一助になってきた。さらに、企業の外部性の影響(例えば、環境汚染、大企業の国民経済・社会保障政策への影響)について一般の関心が増加している。」。

企業に関心を持つのは利害関係者だけではなく、情報利用者が利害関係者の範疇を超えて拡大したため、利害関係者とステークホルダーを分けて検討する必要がある。以上をまとめたものが<図表1>である。



出典：Freeman et al.(2007、p.7)

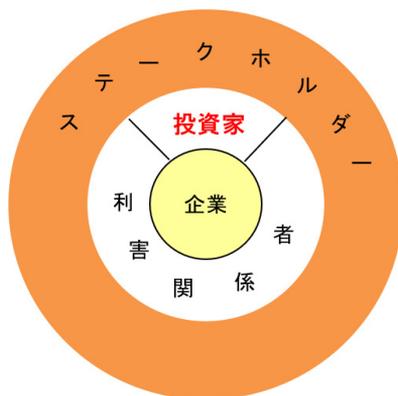
<図表1> 利害関係者とステークホルダーの関係

しかし、当該見解には問題点が1つある。それは、図表1の中では、企業における関係者を主要なステークホルダーと副次的なステークホルダーの2つに分けたことである。財務会計諸概念に関するステートメント第1号24において、「多くの人々は、経済的意思決定の基礎を営利企業と自己との関係および営利企業についての知識においており、したがって財務報告によって提供される情報に潜在的な関心をもっている。出資者、与信者、仕入先、将来の投資家および債権者、(...中略...)学生その他の一般大衆が財務報告の潜在的な情報利用者である。」と記載されている。このように情報の開示対象はさまざまであることが分かる。しかし、財務会計諸概念に関するステートメント第1号30では、「一般目的財務報告は、良好なキャッシュ・フローを生み出す企業の能力という潜在的な各種情報利用者の共通の関心に向けられている(第25パラグラフ)。(...中略...)外部情報利用者のなかでも、投資家および債権者ならびに彼らに助言する者は、明らかに財務報告によって提供される情報を利用し、一般に自分が欲する情報を要求する権限をもたない最も重要な外部情報利用者集団である。」としている。

以上のことから、財務情報の開示対象は非常に範囲が広いステークホルダーが含まれているが、そのなかで最も重要なのは投資家および債権者であると考えられる。そのため、企業における関係者には「投資家」、「利害関係者」および「ステークホルダー」に分けることに意味があると筆者には考えられる。この三者の関係を明確に示すことを試みたのが、次の<図表2>である。

### 3.2 投資家、利害関係者およびステークホルダーの関係

<図表2>では、3.1で提示した問題点を解決するために提示したものである。図表の中に、「投資家」を明らかにした。ここに投資家とは株主と債権者をいう。利害関係者は地域社会、サプライヤー、従業員および顧客をいう。ステークホルダーは政府、メディア、競争相手、特別利害団体および消費者支援団体をいう。



出典：Freeman et al.(2007、p.7)に基づき筆者加筆。

<図表2> 投資家、利害関係者とステークホルダーの関係

そこで、このように捉えると、投資家、利害関係者およびステークホルダーの三者の違いが明確になる。投資家、利害関係者およびステークホルダーの関係を検討したうえで、企業報告書に比較研究を行った3本の文献Fasan(2013)、Stubbs and Higgins(2014)およびBarker and Kasim(2016)を検討する。

## 4. 企業報告書の比較に関する3つの研究

本章では、財務報告書、持続可能性報告書および統合報告書の3種の企業報告書の比較を行ったFasan(2013)、Stubbs and Higgins(2014)およびBarker and Kasim(2016)を紹介する。さらに、この3つの研究から残された課題を示す。

### 4.1 Fasan(2013)の研究

Fasan(2013)は、財務報告書、持続可能性報告書および統合報告書を7つの比較項目に分類し、比較を行った。比較する項目は、報告対象、強制/任意、規制/ガイドライン、比較可能性、業種別カスタム化、保障レベル、視点の7つである。これらをまとめたのが図表3である。

Fasan(2013)によると、財務報告書は、株主と投資家のような特定のステークホルダーへの情報開示であり、他社と比較できるように規制の会計基準に準拠して作成されているものである。そのため、財務報告書の比較レベルが高く、保証レベルも高い。また、財務報告書は強制的に要請されている。しかし、財務報告書は全業種共通のガイドラインに従って作成されているため、業種別カスタム化が非常に低いのである。さらに、財務報告書は経済状況が変化するのにそれが反映できず、信頼性と明瞭性を欠けている(Cox, 2007)。経済環境の変化とともに、企業の複雑性が高まり、財務報告書の信頼性が減少している。また、財務報告書では、経営品質、顧客満足度、環境と社会業績等といった非財務情報をほとんど提供してこなかった。

<図表3> asanによる3つの企業報告書の比較

項目 \ 報告書	財務報告書	持続可能性報告書	統合報告書
報告対象	特定のステークホルダー(株主と投資家)	多様なステークホルダー(社会・環境の視点)	主として財務資本の提供者
強制/任意	強制	任意(例外はデンマークとスウェーデン、フランス)	任意(例外は南アフリカ)
規制/ガイドライン	国内・国際法およびGAAP(あるいはIAS/IFRS)	グローバル・レポーティング・イニシアティブ(GRI)	IIRCフレームワーク
比較可能性	高い	中位	低い
業種別カスタム化	低い	中(業種補足資料)	低い
保証レベル	高い	低い	低い
視点	財務報告実体(企業と企業グループ)	財務報告実体よりは広い(サプライチェーン、LCAアプローチ)	財務報告実体よりは広い(サプライチェーン、LCAアプローチ)

出典：Fasan(2013, p.50)

Fasan(2013)によると、持続可能性報告書は、環境、コミュニティ、従業員と顧客に関わる課題に対して、企業の活動、熱意、公的イメージとなる情報を提供する。持続可能性報告書の報告対象は社会・環境の視点を考慮する多様なステークホルダーであり、視点は財務報告実体より広い。また、持続可能性報告書は企業がGRIガイドラインに従い作成するものであるが、作成するか否かは任意である。そのため、財務報告書の保証レベルが低い。ガイドラインがあるため、比較可能性は財務報告書より高く、中位である。持続可能性報告書の内容から考えると、1つの業種補足資料としてみなされるため、業種別カスタム化は中位である。

Fasan(2013)は、統合報告書の報告対象を主として財務資本の提供者であると考えている。視点は財務報告書の財務報告実体より広く、サプライチェーンやLCAアプローチが含まれている。統合報告書の開示に関しては、南アフリカが強制である以外は任意である。作成する際にはガイドラインIIRCフレームワークがあるが、統合報告書の比較可能性は低く、保証レベルも低い。また、業種別カスタム化も低い。

以上のように、Fasan(2013)からみる統合報告書の報告対象は主として財務資本の提供者、すなわち投資家であり、報告目的は投資家への情報開示である。

## 4.2 Stubbs and Higgins(2014)の研究

Stubbs and Higgins(2014)は、組織変革が導かれるという仮説の下にインタビュー調査した。調査対象はオーストラリアの大企業で、統合報告書のいろいろな導入段階にある15社23人へのインタビュー調査である。Stubbs and Higgins(2014)は、プッシュ/プル・アプローチ、クロスファンクショナルチーム、持続可能性委員会、作成責任者、重要性、統合された測定システムと尺度という6つの項目で研究を行った。次に、この6つの項目を使い、3つの企業報告書について比較する。〈図表4〉を参照されたい。

Stubbs and Higgins(2014)によると、財務報告書の作成には明確な会計基準が定められているため、これをプル・アプローチとする。財務報告書は財務部門を作成責任部署とし、他の部門と関わりなく、会計基準や規制に準拠した財務情報を開示するために単独で作成されている。そのため、サステナビリティ委員会は財務報告書の作成に関与していない。また、重要性について、財務報告書は関知しない。

持続可能性報告書のガイドラインGRIでは、G3.1までプルであって、G4はプルとプッシュである。Stubbs and Higgins(2014)は、G3.1までを前提にしているため、持続可能性報告

書はプル・アプローチである。持続可能性報告書の作成責任部署はサステナビリティ室であり、ESG情報といった非財務情報を中心にサステナビリティ部が単独に作成したのである。そのため、サステナビリティ室を中心としたサステナビリティ委員会が設置されている。持続可能性報告書の重要性については、自然環境や社会取っの重要性を重視している。

<図表4> Stubbs and Higgins(2014)に基づく3つの企業報告書の比較

報告書 項目	財務報告書	持続可能性報告書	統合報告書
プッシュ/プル	プル	プル	プッシュ
クロスファンクショナルチーム	財務部門単独	持続可能性部門単独	クロスファンクショナルチーム
持続可能性委員会	不要	持続可能性室を中心とした持続可能性委員会	IR室、戦略企画室、広報部などのメンバーによる統合報告委員会
作成責任者	財務部門	持続可能性室	統合報告室
重要性	関知しない	自然環境や社会にとっての重要性	戦略的課題にとっての重要性
統合された測定システムと尺度	会計基準や規制に準拠した財務情報	ESG情報といった非財務情報	価値創造プロセスに関わる財務と非財務の情報

出典：Stubbs and Higgins(2014, pp.1077 - 1085)に基づき筆者作成。

Stubbs and Higgins(2014)は、統合報告書はプッシュ・アプローチと指摘している。なぜならば、統合報告書には明確の会計基準がなく、企業戦略の開示であるから。統合報告書は価値創造プロセスに関わる財務と非財務の情報を中心に統合報告室が作成責任部署となるクロスファンクショナルチームが作成している。クロスファンクショナルチームには、財務、戦略、IR、法務、リスク、会計、持続可能性の代表者が含まれる。統合報告書のサステナビリティ委員会には、IR室、戦略企画室、広報部などのメンバーによる統合報告委員会がある。統合報告書の重要性については、戦略的課題にとっての重要性が重視されている。

Stubbs and Higgins(2014)は、統合報告書を導入している15社へのインタビューの結果、どの企業も組織変革まで至っていなかったという。その理由は、「統合報告書の初期導入段階にあるので、組織変革には時間が必要である。」(Stubbs and Higgins, 2014, p.1086)という。したがって、統合報告は将来組織変革する可能性はあるが、統合報告書のステークホルダーへの情報開示は始まったばかりで、組織変革に至っていなかったと結論づけた。

### 4.3 Barker and Kasim(2016)の研究

Barker and Kasim(2016)は、EBSCOhost Business Source Complete, Elsevier SD Freedom Collection, それにProQuest ABI/INFORM Globalのデータベースを用いて、「統合報告」、「IR フレームワーク」、「IIRC」をキーワードとして検索した。その結果、35本の論文が見つかり、これらをサーベイした結果、財務報告書、持続可能性報告書また統合報告書には、いくつかの違いがあることが明らかとなった。Barker and Kasim(2016)は、35本の論文から、<図表5>と<図表6>の2つの比較表を作成した。図表5は統合報告書と持続可能性報告書の比較であり、比較項目は企業価値、重要性、持続可能性の範囲、企業戦略、ステークホルダー・エンゲージメント、専門家の価値、報告目的、財務資本への影響、社会資本と自然資本への影響、規制への影響の10項目である。一方、<図表6>は統合報告書と財務報告書の比較であり、比較項目は企業価値および重要性、持続可能性の範囲、企業戦略、ステークホルダー・エンゲージメント、専門家の価値、報告目的、財務資本への影響、社会資本と自然資本への影響、規制への影響の9項目である<sup>2)</sup>。

Barker and Kasim(2016)によると、財務報告書は制度決定により作成され、企業価値は財務資本の関数から表れる。主に財務戦略を企業戦略とし、持続可能な利益を追求する。また、財務報告書の作成には戦略的会計担当者が関わり、報告目的は投資家の情報ニーズに答えるためである。財務報告書では、企業の財務および資本市場の業績が財務資本へ影響を与える。

次に、持続可能性報告書についてみる。Barker and Kasim(2016)によると、持続可能性報告書は社会的責任企業を企業戦略とし、社会的・政治的分析に影響を与える。企業価値から見ると自然資本はマイナスの関数である。このことから、持続可能性報告書は自然上の重要性を重視し、理想的な持続可能性を目指している。ステークホルダー・エンゲージメントは会計上の会話(Dialogic Accounting)から実現する。持続可能性報告書は社会・環境会計の専門性を重視し、報告目的をステークホルダーの維持としている。「全部原価」会計(3つの償却法)が財務資本へ影響を与える。また、持続可能性報告書は社会的および環境負荷をもち、社会資本と自然資本に影響を与える。

2) Barker and Kasim(2016, p.101)によると、企業価値と重要性を1つの項目で表現している。そのため、本研究図表5で示した10項目が9項目になってしまったので、本研究では、原文のまま掲載することとした。

<図表5> Barker and Kasimによる企業報告書の比較(1)

項目 \ 報告書	統合報告書	持続可能性報告書
企業価値	6つの資本の関数	自然資本はマイナスの関数
重要性	財務上の重要性	自然上の重要性
持続可能性の範囲	統合的持続可能性	理想的な持続可能性
企業戦略	持続可能戦略	社会的責任企業
ステークホルダー・エンゲージメント	統合的意思決定	会計上の会話
専門家の価値	戦略的会計担当者	社会・環境会計の専門性
報告目的	長期的投資家の魅了	ステークホルダーの維持
財務資本への影響	財務および資本市場の業績	「全部原価」会計(3つの償却法)
社会資本と自然資本への影響	ESG(環境・社会・ガバナンス)業績	社会的および環境負荷
規制への影響	制度決定	社会的・政治的分析

出典：Barker and Kasim(2016, pp.97-101)の内容を基に筆者作成。

<図表6> Barker and Kasimによる企業報告書の比較(2)

項目 \ 報告書	統合報告書	財務報告書
企業価値および重要性	6つの資本の関数	財務資本の関数
持続可能性の範囲	統合的持続可能性	持続可能な利益
企業戦略	持続可能戦略	財務戦略
ステークホルダー・エンゲージメント	統合的意思決定	—
専門家の価値	戦略的会計担当者	戦略的会計担当者
報告目的	長期的投資家の魅了	投資家の情報ニーズ
財務資本への影響	財務および資本市場の業績	財務および資本市場の業績
社会資本と自然資本への影響	ESG(環境・社会・ガバナンス)業績	—
規制への影響	制度決定	制度決定

出典：Barker and Kasim(2016, pp.97-101)の内容を基に筆者作成。

最後に、Barker and Kasim(2016)からみる統合報告書について述べる。統合報告書は制度決定により作成され、企業価値は6つの資本の関数から表される。統合報告書は統合的持続可能性を重視し、企業戦略を持続可能戦略と定めている。統合報告書は戦略的会計担当者

により作成され、財務上の重要性を重視している。また、報告目的は長期的投資家の魅了としている。統合報告書では、企業の財務および資本市場の業績が財務資本へ影響を与え、ESG(環境・社会・ガバナンス)業績が社会資本と自然資本へ影響を与える。

#### 4.4 3つの研究から残された課題

Fasan(2013)、Stubbs and Higgins(2014)およびBarker and Kasim(2016)に基づき、筆者も企業報告書をこの3つに分けて検討する。なぜならば、筆者は、財務報告書、持続可能性報告書、統合報告書が主とする報告書であり、管理関係の立場において、他の報告書を検討する意味はないと考えている。有価証券報告書や年次報告書は「財務報告書」に分類される。環境報告書、CSレポート、SDGsなど最近話題の報告書は、すべて「持続可能性報告書」に分類される。統合報告書はこれらとは違う報告書である。なお、米国においてEBRC(Enhanced Business Reporting Consortium)が2005年に設立されて、非財務情報の取り扱いに関して議論を行っていた。しかし、現時点では、企業報告書として議論には至っていない。そこで、本論文では、検討対象から除外している。

前述のように、Fasan(2013)、Stubbs and Higgins(2014)およびBarker and Kasim(2016)は各々に財務報告書、持続可能性報告書および統合報告書の比較研究を行った。比較の結果、3本の研究から3つの見解が得られた。ただし、3本の研究の企業報告書の比較を行うための統一とした項目がなかったため、3つの見解の特徴を明らかにするのは困難であり、未解決のままである。そこで、次章では、Fasan(2013)、Stubbs and Higgins(2014)およびBarker and Kasim(2016)を比較できるように比較項目を統一し、ステークホルダーへの情報開示の本質を明らかにする。

### 5. 統合報告書の報告対象と作成目的の比較

ステークホルダーへの情報開示の本質として、統合報告書の報告対象が誰なのか、作成目的は何なのかの2点を明らかにする必要があることを第1章で述べた。先に掲げた3つの研究は、報告対象と作成目的について意見が一致していないことがわかってきた。そこで、この2点について、3つの研究を比較することで、それぞれの研究の特徴が明らかになるはずである。

次では、Fasan(2013)、Stubbs and Higgins(2014)およびBarker and Kasim(2016)の企業報告書の比較研究に基づいて、まずは、統合報告書の報告対象を検討する。さらに、報告対象と併せて、統合報告書の作成目的を検討する。

Fasan(2013)は、統合報告書の報告対象としてIIRCでは財務資本の提供者、すなわち投資家を意図しているとして主張した。したがって、統合報告書の作成目的は投資家への情報開示にあると指摘する。

Stubbs and Higgins(2014)は、統合報告書は持続可能性報告書と同様、ステークホルダーが報告対象であると指摘した。したがって、統合報告書の作成目的はステークホルダー・エンゲージメントにあると指摘する。

Barker and Kasim(2016)は、統合報告書の報告目的は長期的投資家の魅了と述べている。このことから、Barker and Kasim(2016)は統合報告書の報告対象を第一義的には投資家としていると考えられる。しかし、Barker and Kasim(2016)は、イギリス会計基準運営委員会の『企業報告書』を引用して、報告対象を投資家に限定せず、利害関係者を取り上げている。すなわち、Barker and Kasim(2016)は報告対象を投資家だけではなく、利害関係者にまで拡張したと捉えられる。したがって、統合報告書の作成目的は利害関係者への情報開示であると捉えられる。

ここで、利害関係者とステークホルダーには違いがあることを明らかにしなければならない。伊藤(2016)によると、利害関係者とステークホルダーの概念に違いがある。利害関係者は利益分配に関する利害調整を求める人々を意味していることに対して、ステークホルダーは戦略や経営に関わる情報を企業にもたらすのである。Dill(1975, p.58)によると、ステークホルダーである「外部構成員は、製品価格と品質のような短期的な関心事から長期にわたる戦略的意味合いを持つ環境保全、海外投資政策、雇用問題についての行動へとその関心事がずいぶん変化している」。このことから、ステークホルダーのこのような関心事を経営者は戦略策定や経営に取り組む必要があると分かる。以上をまとめると<図表7>となる。

<図表7> Fasan(2013)、Stubbs and Higgins(2014)およびBarker and Kasim(2016)の  
統合報告書に関する見解の比較

	Fasan(2013)	Stubbs and Higgins(2014)	Barker and Kasim(2016)
報告対象	投資家	ステークホルダー	利害関係者
作成目的	投資家への情報開示	ステークホルダー・エンゲージメント	利害関係者への情報開示

出典：Fasan(2013)、Stubbs and Higgins(2014)およびBarker and Kasim(2016)に基づき筆者作成。

本章からわかることをまとめると、次のようになる。Fasan(2013)は報告対象を投資家に限定しているの、Stubbs and Higgins(2014)とBarker and Kasim(2016)に比べて、報告対象の許容範囲が狭いことがわかる。Barker and Kasim(2016)は、報告対象の許容範囲を利害関係者まで広げた。一方、Stubbs and Higgins(2014)は、報告対象をステークホルダーとしているので、報告対象が最も広範であるといえる。

統合報告書の作成目的は、統合報告書の報告対象と強い因果関係がある。それゆえ、Fasan(2013)によると、その作成目的は投資家への情報開示である。次に、Stubbs and Higgins(2014)によると、その作成目的はステークホルダー・エンゲージメントである。最後にBarker and Kasim(2016)によれば、その作成目的は利害関係者への情報開示にある。

では、なぜこの3つの研究における統合報告書の位置づけが異なるのであろうか。それは統合報告書の起源を何に求めるかについての考え方が異なるからである。そこで、次章では、その起源の相違を明らかにするために、Fasan(2013)、Stubbs and Higgins(2014)およびBarker and Kasim(2016)の研究が示している企業報告書の変遷について明らかにしたい。

## 6. 統合報告書の起源

### 6.1 3つの研究の比較

第1章ですでに明らかにしたように、IIRC(2013)では、統合報告書の報告対象は主として財務資本提供者としているが、ステークホルダーへの情報開示は統合報告書の目的として重要視しなければならない。すなわち、報告対象はステークホルダーである。そのため、Fasan(2013)の主張は誤解であって、Barker and Kasim(2016)の主張は全面的でなくて、Stubbs and Higgins(2014)が主張するように、報告対象はステークホルダーであることが分かる。

統合報告書の作成目的に関してもFasan(2013)、Stubbs and Higgins(2014)およびBarker and Kasim(2016)は違う見解がある。Fasan(2013)は、統合報告書は財務報告書と同様に作成目的は投資家への情報開示であり、さらに、財務報告書を発展させたものが統合報告書であると指摘している。

Stubbs and Higgins(2014)は、統合報告書の作成目的はステークホルダー・エンゲージメントだけではなく、経営者の組織変革としても利用できるという見解がある。このことか

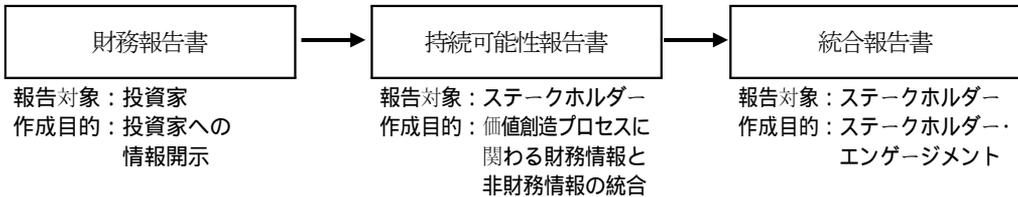
ら、Stubbs and Higgins(2014)は持続可能性報告書から統合報告書へシフトしたと指摘している。

Barker and Kasim(2016)は、統合報告書の作成目的は財務報告書と同様利害関係者への情報開示としている。また、Barker and Kasim(2016)は、財務報告書は1970年代から利害関係者志向を取り上げている点から、統合報告書は財務報告書と同源であると指摘している。また、持続可能性報告書の作成目的はステークホルダーの維持であるため、持続可能性報告書から統合報告書に至るプロセスは、逆戻りしたと解することができよう。〈図表8〉を参照されたい。

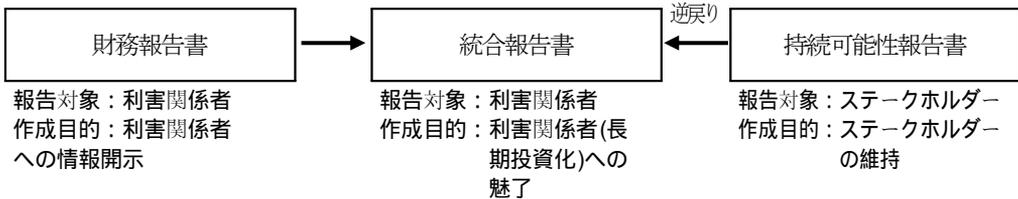
【第1の見解】Fasan(2013)



【第2の見解】Stubbs and Higgins(2014)



【第3の見解】Barker and Kasim(2016)



出典：Fasan(2013)、Stubbs and Higgins(2014)およびBarker and Kasim(2016)に基づき筆者作成。

〈図表8〉 統合報告書の起源についての諸見解

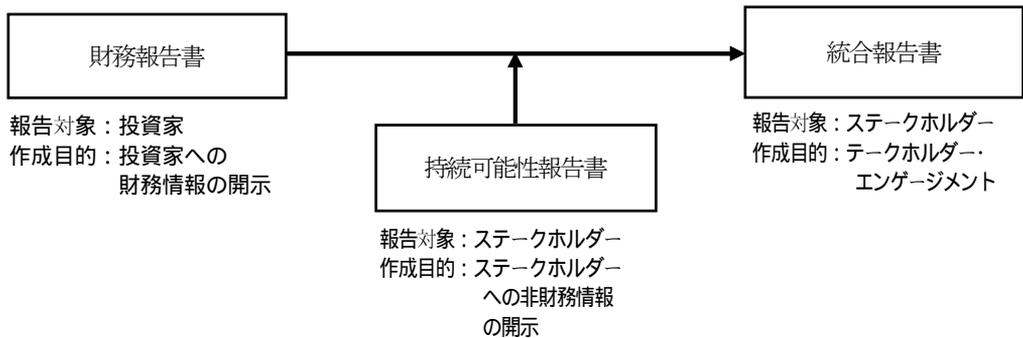
## 6.2 本研究における統合報告書の起源の位置づけ

Fasan(2013)、Stubbs and Higgins(2014)およびBarker and Kasim(2016)の主張に対して、筆者は統合報告書の報告対象はステークホルダーであって、作成目的はステークホルダー・エンゲージメントであると考ええる。そこで次の3つのフェーズがあると考えられる。

第1フェーズの財務報告書は、法律上外部にステークホルダーへの情報開示をしなければならぬと定めている。しかし、主として過去の財務情報の開示だけでは、投資家のニーズに合わなくなってきた。

続いて第2フェーズとして、環境、社会、ガバナンス問題に対する企業の対応にステークホルダーが関心をもち、企業は任意に持続可能性報告書を開示し始めた。しかし、財務報告書と持続可能性報告書は各々の部署が作成し、開示される情報に一貫性がなく、逆にステークホルダーの信頼を失っている。それゆえ、財務報告書と持続可能性報告書には必ずしも連続性がない。

最後の第3フェーズでは、企業価値創造および戦略の可視化を実現するため、ステークホルダー・エンゲージメントが実用となってきた。その結果、財務報告書をベースとしながら、持続可能性報告書を包括する形で統合報告書が登場してきたと考えられる。以上をまとめたのが<図表9>である。



出典：筆者作成

<図表9> 企業報告書の変遷

## 7. まとめ

本稿の目的は、「ステークホルダーへの情報開示」の本質についての議論を通じて、統合報告書の起源を明らかにすることにあった。本稿における貢献は次の4点である。第1の貢献は、情報開示の社会的意義を明らかにした点にある。

第2の貢献は、投資家、利害関係者およびステークホルダーの違いを明らかにした点にある。

第3の貢献は、情報開示の本質を3つの見解を通じて明らかにした点にある。筆者は、統合報告書の報告対象はステークホルダーであって、作成目的はステークホルダー・エンゲージメントであることが情報開示の本質であると考えた。

第4の貢献は、統合報告書の起源は、財務報告書をベースとしながら、持続可能性報告書を包括する形で登場してきたと考えられることを指摘した点にある。

また、ステークホルダー・エンゲージメントとは、ただ単に情報を開示することではなく、ステークホルダーは開示した情報について対話を行い、この対話から得られた情報を企業の内部経営管理に利用するのである。このことは、経営者の戦略策定とマネジメントに役立つのである。管理会計研究としては、ステークホルダーへの情報開示だけではなく、内部経営者の戦略策定とマネジメントのために情報利用することが重要である。統合報告の目的のもう1つである「経営者の情報利用」については別稿に譲りたい。

### 謝辞

本研究は、韓国日本近代学会第40回国際学術大会(2019年10月19日。於：天理大学)で報告した内容に加筆・修正を行ったものである。報告の際は先生方々に貴重なコメントを、さらに、匿名のレフリーの先生方3名には、丁寧なご指導を頂戴した。この場をお借りして感謝申し上げます。

### 【参考文献】

- Barker, R. and T. Kasim(2016), *Integrated Reporting: Precursor of a Paradigm Shift in Corporate Reporting?* in Mio, C.(2016) "Integrated Reporting: A New Accounting Disclosure", Palgrave Macmillan
- Dill, W. R. (1975), *Public Participation in Corporate Planning: Strategic Management in a Kibitzer's World*. *Long Range Planning* 8(1), pp.57-63
- Fasan, M. (2013), *Annual Reports, Sustainability Reports and Integrated Reports: Trends in Corporate Disclosure*, in Ratti, S.(2013) *Integrated Reporting: Concepts and Cases that Redefine Corporate Accountability*,

Splmger International

- Freeman, R.E. and D.L.Reed(1983), Stockholders and Stakeholders:A New Perspective on Corporate Governance, California Management Review, Vol.25, No.3, pp.88-106
- Freeman, R.E.(1984), Strategic Management:A Stakeholder Approach, Cambridge University Press
- Freeman, R.E., J.S.Harrison, and A.C.Wicks(2007), Making for stakeholders : Survival, Reputation and Success, Yale University Press(中村瑞穂訳者代表(2010)『利害関係者志向の経営: 存続、世評、成功』白桃書房)
- Lee H.Radebaugh, Sidney J.Gray, Ervin L.Black(2006), International Accounting and Multinational Enterprises(小津稚加子監訳『多国籍企業の会計 - グローバル財務報告と基準統合 - 』、中央経済社、2007年、翻訳書pp.28-29)
- Owen, G. (2013), Integrated Reporting: A Review of Developments and their Implications for Accounting Curriculum, Accounting Education, Vol.22, No.4, pp.340-356
- Stubbs, W. and C. Higgins (2014), Integrated Reporting and Internal Mechanisms of Change, *Accounting, Auditing & Accountability Journal*, Vol. 27, No. 7, pp.1068-1089
- KPMGジャパン統合報告センター・オブ・エクセレンス(2018)『社会が選ぶ企業』日本経済新聞出版社
- 伊藤和憲(2016)「利害関係者の利害調整からステークホルダーとの対話へ」『ディスクロージャー・ニュース』Vol.32、pp.123-128
- 伊藤嘉博(2016)「統合報告が管理会計研究・実践に及ぼす影響」, 早稲田商学第446号、pp.29-51
- 市村 清監修(2014)『投資家と企業の対話-次世代の企業価値コミュニケーションと統合報告-』第一法規
- 李 会爽(2018)「BSCによるインタンジブルズ研究の現状とその方向性」『日本近代學研究』第60輯、韓国日本近代学会、pp.320-343

---

논문투고일 : 2019년 12월 24일  
심사개시일 : 2020년 01월 16일  
1차 수정일 : 2020년 02월 10일  
2차 수정일 : 2020년 02월 13일  
게재확정일 : 2020년 02월 17일

---

---

## 〈要旨〉

---

### 統合報告における情報開示の本質

－ 統合報告書の起源および変遷の比較の視点から －

李会爽

本稿では、統合報告の1つの目的である「ステークホルダーへの情報開示」の本質について議論する。統合報告の報告対象および作成目的は情報開示の本質に大きな影響を与える。しかし、研究者によって統合報告の起源および変遷が異なっているため、統合報告の報告対象および作成目的が不明確であり、情報開示の本質があいまいである。そこで、本稿では、企業報告書の比較を行ったFasan(2013)、Stubbs and Higgins(2014)およびBarker and Kasim(2016)の3つの研究が分析され、3つの研究における統合報告の報告対象および作成目的が明らかにされた。その上で、3つの研究における統合報告の起源および変遷を比較分析されて、情報開示の本質が明らかにされた。

### The nature of information disclosure in integrated reporting

－ On the perspective of comparing the origin and transition of integrated reports －

*Li, Huishuang*

In this paper, we discuss the essence of “disclosure of information to stakeholders”, which is one purpose of integrated reporting. The reporting target and purpose of integrated reporting have a major impact on the nature of information disclosure. However, the origins and transitions of integrated reports vary from researcher to researcher, so the reporting target and purpose of integrated reports are unclear, and the nature of information disclosure is ambiguous. In this paper, therefore, three studies, Fasan (2013), Stubbs and Higgins (2014) and Barker and Kasim (2016), which compared company reports, were analyzed and the reporting targets and purpose of the integrated reports in the three studies were clarified. After that, the origin and transition of integrated reports in the three studies were compared and analyzed, and the nature of information disclosure was clarified.